

令和2年4月30日

学生各位

小樽商科大学危機対策本部会議

当面の学内施設の立入禁止及び課外活動（サークル活動等）の中止の継続について

課外活動の中止等については、令和2年3月31日付「当面の課外活動（サークル活動等）の中止及び学内施設の利用禁止について」（以下「3月31日付文書」という。）にて周知しているところですが、令和2年5月7日以降の取扱いについて、改めて以下のとおりお知らせします。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の流行には未だ収束の兆しが見えず、本学としても、学生諸君に長い間不便をかけていることを誠に心苦しく思っています。

しかし、今は、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を食い止めることが極めて重要です。

学生の皆さんにおいては、自分自身のみならず、皆さんの家族や友人等、大切な人を新型コロナウイルス感染症の危険から守るため、以下の課外活動の中止等の措置を遵守するとともに、手洗い・咳エチケットの励行や「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるなどの取組を徹底し、引き続き、良識を持って感染拡大防止に取り組んでください。

なお、本文書の発出に伴い、3月31日付文書は廃止します。

1. 学内施設の立入禁止について

(1) 感染拡大防止の観点から、以下の施設を立入禁止とする。

- ・講義室・ゼミ室等（1～5号館の全て。なお、学生何でも相談室及び特別修学支援室の相談は、基本的に電話またはメールで対応する。）
- ・体育館
- ・サークル会館
- ・合宿所
- ・グラウンド（山上グラウンドを含む）
- ・テニスコート（硬式・軟式の両方）
- ・弓道場
- ・大学会館（生協を除く）
- ・祝津マリーナヨット艇庫
- ・茨戸ボート艇庫（石狩市生振367）
- ・キャリア支援センター
- ・附属図書館
- ・情報総合センター
- ・言語センターマルチメディアライブラリー

(2) 上記の施設については、令和2年5月7日以降も引き続き立入禁止とする。立入禁止解除の時期は別途周知するが、基本的には、対面授業を全面的に再開するのと同じ時期に、全ての施設の立入禁止を解除する予定である。

なお、対面授業の全面的な再開の時期については、再開の2週間前に周知する。

(3) 上記施設に保管している私物の回収や貸出図書の返却等のため、やむを得ず上記施設に立ち入る必要がある場合は、以下の問い合わせ先に事前に連絡等を行い、許可を得ること。私物の回収等の用件が済んだ後は、直ちに当該施設から退去すること。

なお、附属図書館と情報総合センターに関しては、別途周知する「附属図書館 臨時休館の延長について(通知)」、「情報総合センターの立ち入り禁止について(通知)」も確認すること。

2. 課外活動の中止について

(1) 課外活動（サークル活動を含む、以下同じ。）については、令和2年5月7日以降も引き続き、当面中止とする。

(2) 活動再開を認める時期は別途周知するが、基本的には、対面授業を全面的に再開するのと同じ時期に再開を認める予定である。

なお、対面授業の全面的な再開の時期については、再開の2週間前に周知する。

(3) この課外活動の中止の措置は、

- ・学外者を含む活動であるか否か
- ・複数人での活動であるか否か
- ・近日中に大会・試合の類が予定されているか

等の個別の事由にかかわらず、中止とするものである。

ただし、複数人が同じ空間で対面しないのであれば、ネット上の活動（新歓活動を含む）については、行うことを認める。

なお、ネット上でサークル活動を行う際は、事前に「サークル結成届」もしくは「サークル継続届」を学生支援係にメールで提出すること。

(本件問い合わせ先)

附属図書館に関すること

附属図書館（学術情報課）利用者支援係

TEL：0134-27-5273, 6541

E-Mail：lib-unyo@office.otaru-uc.ac.jp

情報総合センターに関すること

情報総合センター（学術情報課）情報処理係

TEL：0134-27-5284, 5283

E-mail：cj@office.otaru-uc.ac.jp

上記の施設以外に関すること

学生支援課学生支援係

TEL：0134-27-5245

E-mail：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp